有限会社 保健情報サービス 守秘義務規定及び倫理規定

(守秘義務)

第1条

有限会社 保健情報サービス(当評価機関)は、次に掲げる守秘義務に関連する 事項を遵守する。

- (1) 当評価機関が収集する情報は、第三者評価実施に必要な最小限の情報とし、 第三者評価以外の目的には決して使用しない。
- (2) 当評価機関及び当評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第 三者評価を実施する上で知り得たサービス利用者及びその家族並びにサー ビス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しない。この守秘義務は評価終了 後も同様である。
- (3) 当評価機関は、第三者評価で実施した利用者調査及び事業評価におけるサービス事業者の各職員の自己評価結果については、記入者が特定されないように加工した上でサービス事業者に報告するものとし、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、サービス事業者やその他の第三者に漏洩しないよう第三者評価終了後に破棄する等の処理を行う。
- (4) 当評価機関は、原則として訪問調査の際、利用者及びその家族に関する情報が記載された書類は現地で確認することとし持ち帰らない。
- (5) 事業者に関する情報が記載された書類等については、(3) に定める回答の 記入された利用者調査票及びサービス事業者の職員の自己評価調査票を除 き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰らない。 ただし、事業者の同意がある場合及び事業者からの事前提出書類等は、この 限りではない。

(倫理)

第2条

当評価機関は、次に掲げる倫理に関連する事項を遵守する。

- (1) 当評価機関及び当評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第 三者評価を実施する上で利用者及びその家族に調査協力を強いることのな いよう、利用者及びその家族の意思に十分に配慮し、人権を尊重する。
- (2) 当評価機関は、当該第三者評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、サービス事業者、サービス利用者及びその家族等に周知する。
- (3) 評価機関及び評価調査者は、評価業務が極めて公正な立場で行なわれなければならないことを十分に認識し、①事業者の内部情報を独自の目的で収集するため、②自己の業務の参考とするため、③特定の法人や個人に利するためなど、評価目的と異なる目的を併せ持って評価を行なわないことする。
- (4) 評価機関及び評価調査者は、常に必要な技術、知識の習得に努め、信頼性の高い、公正な評価を実施する。

(補則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は取締役会が定める。

附 則 この規程は、平成17年1月1日から施行する。